

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	平出水地区 (平原、平原前、平出水中央、向江、平出水上、日東、折小野、馬鍬水流、湍辺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が68歳と高齢化が進んでおり、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保・育成が必要である。また、当地区全体が山林に囲まれた地域であるため、シカやイノシシによる被害が多く、鳥獣被害防止対策も大きな課題となっている。

【地域の基礎的データ】

農業者:84人(うち50歳以下8人)、団体経営体(法人)4経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体や多様な経営体の意向を活かした農業を支援し、新たな作物(大豆、ゴボウ、ネギ)の栽培を検討する。
また、鳥獣被害防止のための防護柵の設置や森林の維持管理にも積極的に取り組み、地域農業の持続と活性化を目指していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	170 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	139 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地内及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、地域内で慎重に協議を行い、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体や多様な経営体が持続的に営農を行っていけるよう、農用地の集積・集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者のほか多様な経営体についても、より良い経営が行えるよう段階的に集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用しながら老朽化した水路の整備などを行う。 作業の効率化を図るため、地域の意向を把握しながら圃場の大区画化や汎用化についても検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者を中心に地域が一体となって後継者や新規就農者の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要な作業を農業公社へ作業委託するなどし、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

<p>【選択した上記の取組方針】</p>
